

議案第 8 1 号

大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市税条例等の一部を改正する条例

(大田原市税条例の一部改正)

第1条 大田原市税条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第57条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第57条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(大田原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大田原市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち大田原市税条例第77条の次に7条を加える改正規定中第77条の8を次のように改める。

(環境性能割の減免)

第77条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第86条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免(第86条第1項第3号に該当する場合を除く。)は、身体障害者等1人につき1台限り行うものとし、栃木県において道路運送車両法第3条に規定する自動車に係る環境性能割の課税免除又は減免を受けている場合は、同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第1条のうち大田原市税条例第86条の改正規定中「、同条第2項及び」を「、同条第2項中「軽自動車税の免除」を「種別割の減免(第3号に該当する場合を除く。)」に、「係る自動車税」を「係る種別割」に改め、同条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大田原市税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。